



平成 21 年 4 月 14 日

各 位

上場会社名 株式会社マルエツ
代表者名 代表取締役社長 高橋 惠三
コード番号 8178 東証第1部
問い合わせ先 財務経理部長 渡辺 俊夫
TEL 03-3590-0016
(URL <http://www.maruettsu.co.jp/>)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき「取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬支給の件」を平成 21 年 5 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に下記の内容で付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. ストックオプションとしての新株予約権を付与する理由

当該株式報酬型ストックオプションについては、当社が平成 17 年 5 月 26 日開催の定時株主総会終結をもって廃止した退職慰労金制度に代わる退任時報酬であり、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することによる、企業価値を一層意識した経営を実現することを目的としています。

なお、取締役を兼任しない執行役員に対しても同様の株式報酬型ストックオプションを付与することを予定しています。

当社の取締役の報酬は、平成 4 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、年額 310 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給分を含まない。）とする旨ご承認をいただいておりますが、かかる報酬枠とは別に、社外取締役を除く取締役（現在の社外取締役を除く取締役の員数は 8 名であります。）に対し、継続的に株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払い込み価額を 1 株当たり 1 円とする譲渡制限新株予約権を割り当てるもの）の付与を行うことにつきご承認をお願いするものです。

2. 株式報酬型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容

株式報酬型ストックオプションとして取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の内容及びその額は下記のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または、株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、ブラックショールズモデルを用いて合理的に算定された新株予約権 1 個当たりの公正価格に、割当てる新株予約権の総数を乗じた金額とする。

株式報酬型ストックオプションの付与は、金銭の払込みを要しないものとして新株予約権を支給する方法（現物方式、会社法第 361 条第 1 項第 3 号に規定する金銭でない報酬等）、または、オプション評価モデルを用いて合理的に算定された公正価格を払込金額とする新株予約権を割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて当該金銭報酬請求権により相殺を行う方法（相殺方式）のいずれかの方法により行います。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times 1 / \text{分割または併合の比率}$$

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日から 30 年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役または、執行役員に在任中は行使することができず、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り行使することができる。
- ②新株予約権者は、当社から割当てを受けた本新株予約権及び本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストックオプションの全部を一括して行使することを要する。
- ③前各号に定める他、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要する。

(7) その他の新株予約権等の内容

上記の内容については、本定時株主総会で承認可決されることを条件とし、その他募集事項及び細目については、本定時株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定します。

また、取締役を兼任しない執行役員に対しても、上記と同内容の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を取締役会決議により割当てる予定です。

なお、新株予約権の具体的内容、新株予約権の個数及び目的となる株式の数、その他の詳細事項につきましては、当社取締役会の決議により新株予約権の発行が決定され次第、速やかに開示します。

3. 1 事業年度中に付与する株式報酬型ストックオプションの額
80 百万円以内とします。